

## 岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領の運用

岐阜県棚田地域水と土保全基金事業の実施については、岐阜県農業農村整備事業補助金交付要綱及び岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領並びに岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領に定めるもののほか、本運用の定めるところによる。

### 第1 経費の内訳

岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領第4の補助対象経費とは、別添1経費区分表に定める経費（以下「補助対象経費」とする。）とする。

### 第2 補助金

岐阜県棚田地域水と土保全基金事業実施要領第4に定める保全活動支援事業の補助金の額については、以下のとおりとする。

補助金の額は、補助対象経費の10/10とする。ただし、補助対象活動における無償労務費が補助対象経費に満たない場合には、無償労務費の額を上限とする。

注：無償労務費＝無償の労務提供（作業延べ時間×延べ人数×最低賃金）

※最低賃金：最低賃金法に基づく岐阜県の最低賃金（前年度10月発効による）

※棚田保全活動を実施、運営する者を対象とする。（イベント参加者は対象としない。）

### 第3 概算払

岐阜県農業農村整備事業関係補助金交付事務取扱要領第7の2に定める概算払額は、交付決定額の9割を限度とする。

ただし、第4四半期にあつては、この限りではない。

### 第4 保全活動支援事業に関する留意事項

保全活動支援事業の実施については、無償労務費の算出のため、無償労務費確認表（別添2）を作成すること。また、補助対象経費については活動毎に会計記録簿（別添3）を作成すること。

#### 附則

この運用は、平成19年4月1日から施行する。

この運用は、平成25年4月1日から施行する。

この運用は、平成28年4月1日から施行する。

この運用は、平成29年3月23日から施行する。

この運用は、令和元年5月7日から施行する。

この運用は、令和4年3月29日から施行する。

別添 1

経費区分表

経費区分	内容
報償費	研修会等に外部から講師として専門家を招く際の謝金
旅費	県以外が主催する棚田保全に関する研修会や他地域の視察等に要する交通費（公共交通機関の運賃）、宿泊費（宿泊実費）などの移動に付随して発生する経費 ※宿泊費は、宿泊実費（上限9,800円）とし、食費、日当などは含まない ※レンタカー等を利用する場合は使用料及び賃借料に計上する ※自家用車による移動の場合は、移動距離1kmあたりに37円を乗じた額とする（1円未満切り捨て）
補償費	一時的に利用する仮設用地の借地料等
委託費	業者、研究期間等への委託に要する経費
需用費	消耗品、燃料費、印刷製本費等
役務費	通信運搬費、活動参加者の保険料等
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の使用貸借に要する費用 作業機材等リース代、レンタカー代、有料道路通行料
原材料費	活動を実施する上で必要な工事にかかる資材の購入に要する費用
負担金	棚田保全に関する研修会やイベント出展等に付随して発生する経費

以下の経費は対象とならない。

- 事業実施計画書に記載の無い経費
- 団体関係者、活動参加者、講師等の飲食にかかる費用
- 菓子折や各種金券などによる謝礼
- 都市農村交流活動の参加記念品等の購入・輸送等にかかる費用
- 賃金
- 補助対象活動以外にも使用できる事務機器の購入費用
- 専ら当該活動に使用する単価2万円以上の物品や機器の購入費用（ただし、活動期間のみのリース費用は補助対象とする。）
- 他の用途との使用の区別が明らかでない経費（電話・FAX等）
- 上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費